

旭川医科大学

目 次

I	認証評価結果	2-(1)-3
II	基準ごとの評価	2-(1)-4
	基準1 大学の目的	2-(1)-4
	基準2 教育研究組織	2-(1)-5
	基準3 教員及び教育支援者	2-(1)-7
	基準4 学生の受入	2-(1)-11
	基準5 教育内容及び方法	2-(1)-14
	基準6 学習成果	2-(1)-25
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(1)-27
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(1)-33
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(1)-36
	基準10 教育情報等の公表	2-(1)-41
<参 考>		2-(1)-43
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(1)-45
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(1)-46
iii	自己評価書等	2-(1)-48

I 認証評価結果

旭川医科大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 全教員を対象に教員評価を実施しており、評価結果を勤勉手当に反映させている。
- 女性に対する配慮から、「二輪草センター」を運営し、働きやすい環境を提供しており、平成26年1月に北海道から男女共同参画チャレンジ賞（輝く北のチャレンジ賞）を受賞している。
- 入学者選抜方法の調査及び研究並びに入学者の追跡調査及び研究等を行い、その検証の成果を中心として入学センター活動報告書にまとめ、実際の選抜方法に反映させている。
- 入学者選抜において地域枠の募集定員を大幅に増員し、その結果について検証を行い、それに基づく改善を着実にやっている。
- 平成22年度まで文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム」として実施されていた「高大病連携によるふるさと医療人育成の取組」を、事業終了後も継続し、地域医療に根ざした医療・福祉の向上に貢献できる医療人育成のための教育を行っている。
- 臨床シミュレーションセンターが活用され、学生を対象とした多くのセミナーや講演会が実施され、実習も行われている。
- 平成24年度文部科学省「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」に採択された道内4医療系大学連携事業「北海道がん医療を担う医療人養成プログラム」に医学、看護学ともに取り組み、専門医療人育成に取り組んでいる。
- 教育センターでは教育の質の向上や授業改善を継続的に推進するために様々な取組を行い、結果に関しての検証及びそれに基づく改善を行っている。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的及び使命については、学則第1条に「進歩した医学及び看護学を教授研究するとともに人命尊重を第一義とし、医の倫理に徹した人格高潔な医師及び医学研究者並びに豊かな教養と人格を備えた看護職者及び看護学研究者を育成することを目的とし、医学及び看護学水準の向上と社会の福祉に貢献することを使命とする」と定めている。

これを踏まえて、教育理念としては「豊かな人間性、幅広い学問的視野、高い倫理観、高度な知識・技術を身につけた医療人及び研究者、地域医療に貢献する医療者、教育、研究、医療活動を通じて国際社会の発展に寄与する医師及び看護職者の育成に努める」ことを掲げ、これに沿った教育目標を具体的に示している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的及び使命については、大学院学則に「医学の分野については、研究者として自立して研究活動を行い、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とし、看護学の分野については、広い視野に立って清深な学識を授け、看護学における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とし、もって医学及び看護学の発展と福祉の向上に寄与することを使命とする」と定めている。

これを踏まえて、教育理念には「基礎・臨床研究を通して、医学・看護学の総合的発展を図る、自主・自律の精神を以て真理を探究し、真摯な研究活動で知の創造を目指す、豊かな教養と高い人間性、厳しい倫理観を備えた、優れた研究者と高度の専門能力を持つ人材を育成する、地域と世界の連携にも努め、医療福祉の向上と国際社会の調和に貢献する」ことを掲げ、修士課程、博士課程について、これに沿った人材の育成を具体的に示している。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織

2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。
--

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

医学部は、医学科、看護学科の2学科から構成されている。

このことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

当該大学の教養教育は、医学科、看護学科の共通授業として開講しており、その教養教育の教育課程の編成・運営等に関しては、教育センター会議での審議を経て、教育研究評議会、教授会において決定し、実施している。主として一般教育部局の教員が担当している。

一般教育部局の教員は、教育センターの部門員にもなっており、一般教育の部局内での検討結果が反映できる体制となっている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
--

医学系研究科は、修士課程看護学専攻、博士課程医学専攻により構成されている。

このことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
--

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

組織及び運営規則によって、図書館、病院、入学センター、教育センター、脳機能医工学研究センター、知的財産センター、教育研究推進センター、情報基盤センター、臨床シミュレーションセンターを設置している。これらの附属施設、センター等は、それぞれの規程においてその目的を定め、教育及び研究を支援している。

教育研究推進センターには、動物実験技術支援部門、実験実習機器技術支援部門、放射性同位元素技術支援部門を設置している。

また、教育センターには、カリキュラム部門、チュートリアル教育部門、共用試験部門、臨床実習部門、

地域医療教育部門及びFD・授業評価部門を置いて、それぞれの業務を分掌し、各部門において検討した結果は教育センター会議に集約している。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教授会は、学長、副学長、専任の教授からなり、教授会規程により、教育課程の編成、学生の入退学、試験、卒業、厚生補導に関する事項等を審議し、原則として毎月開催している（平成25年度12回開催）。

教育研究評議会は、学長、理事、副学長、図書館長、各部局の教員会議が選出する教授等からなり、教育に係る中期目標についての意見に関する事項、中期計画及び年度計画に関する事項のほか、学則その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項、教員人事に関する事項等を審議し、原則として毎月開催している（平成25年度11回開催）。

大学院委員会は、大学院委員会規程により、修士課程委員会及び博士課程委員会を置き、専攻・課程の設置・改廃、大学院担当教員の選考、教育課程の編成、学生の入退学、試験及び単位の認定に関する事項等を審議し、博士課程委員会は原則として毎月開催し（平成25年度9回開催）、修士課程委員会は必要の都度開催している（平成25年度7回開催）。

教務・厚生委員会は、教務・厚生委員会規程により、学生の修学指導、厚生補導に関する事項等を審議し、教育・学生担当学長補佐、教育センター副センター長、保健管理センター長、一般教育部局、基礎医学講座、臨床医学講座及び看護学科の教授で構成し、原則として毎月開催している（平成25年度11回開催）。

教育センター会議は、教育センター規程により、教育課程の編成・実施に関する事項等を審議し、教育・学生担当学長補佐、教育センター専任の教授、入学センター副センター長、卒後臨床研修センター副センター長、教育センター兼務の教員、教務部長及び学生支援課長で構成し、原則として毎月開催している（平成25年度8回開催）。

教務・厚生委員会及び教育センター会議における審議結果は、その重要度に応じて、教授会、教育研究評議会で審議又は報告し、教育活動に反映している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているという判断がなされる。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員組織編制の基本方針は、組織及び運営規則に基づき、各講座・学科目及び各センター等に、教授、准教授、講師、助教を配置している。

医学部は、医学科基礎医学、医学科臨床医学、看護学科及び一般教育からなる4部局ごとに、それぞれを掌理する部局責任者を置き、その部局責任者が各部局の教授で構成する教員会議の議長となり会議を主宰している。

大学院は、大学院学則に基づき、学部、病院等所属の学内教員が兼担している。

教育については、教育・研究・評価担当の理事（副学長）を配置しているほか、学長補佐に関する要項に基づいて、各部局に教育及び学生担当の学長補佐を配置し、専任の担当教員を配置した教育センターと連携して教育の質の向上を図っている。

研究については、教育・研究・評価担当の理事（副学長）を配置しているほか、専任の担当教員を配置した教育研究推進センターにおいて、研究者教育及び研究事業の推進・支援を行っている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、専任 291 人（うち教授 56 人）であり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

各講座・学科目の教員配置状況は、教育上主要と認める授業科目を担当する講座等にまんべんなく教授又は准教授を配置するとともに、学士課程における教育指導を遂行するために必要な専任教員を十分上回って確保し（専任教員の比率 80.4%）、非常勤講師は教育の質の向上を目的として高い専門性・実務性を有した者を充てている。学科目の教員は医学・看護学の教育上で主要度の高い科目を中心に、教授又は准教授を配置している。

主要な科目（必修科目）の97.7%を専任の教授、准教授が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認められる授業科目には、専任

の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 10 人（うち教授 10 人）、研究指導補助教員 14 人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 48 人（うち教授 46 人）、研究指導補助教員 137 人

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の選考は、教授は公募を原則とし、准教授以下の職位も必要に応じ公募を行っている。

教員組織の活動を活性化するため、全教員を対象とした任期制（5年任期、再任可）を導入し、適用率は教員全体で94.5%となっている。任期制教員の再任審査は、教員評価（平成18年度から試行、22年度から本格実施）に基づいて判定している。

また、若手研究者に対しては、「旭川医科大学学術振興後援資金支援事業」の一つとして、国際学会等において口頭発表する者に対し、1件当たり15万円以内の支援を行っている。

教員の年齢構成は、バランスがとれている。女性教員の比率は、平成19年5月には15.4%であったが、平成26年5月現在では16.6%となっている。この間、24時間対応の保育園の設置及び「復職・子育て・介護支援センター」が行う復職支援プログラム、育児・介護のセミナー・相談業務、職員の子供を対象としたキッズスクール、医学科学生に対するワークライフバランスの授業、病後児保育室の運営等の支援事業を実施しており、働きやすい環境を提供するため、二輪草センターが各行事の企画、実施状況の報告、利用者アンケート等の検証から次回の企画等の検討を行っている。

教員の能力向上のため、教員評価の結果が良好な者を対象にしたサバティカル研修制度については制度としては整備されているが、必ずしも十分活用されているとはいえない。また、学術集会での発表、専門誌等の掲載論文の評価が特に高い教員、教育・研究、診療において特に顕著な功績があった教員を優秀教員として表彰する職員表彰規程を定めている。

これらのことから、サバティカル研修制度が必ずしも十分活用されているとはいえないものの、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇任基準は、大学設置基準に規定する教員の資格に基づいて教員の選考基準に関する規程を定め、採用及び昇任の手続きについては、教員の人事等に関する特例規程、教授選考細則、同申合せ及び准教授・講師・助教選考細則等の規程に基づいて行っている。

教授候補者には、教育研究業績書のほかに学部教育及び大学院教育における教育実績を書面で提出させ、教育研究実績等について講演会を実施している。臨床系教員にはさらに診療実績等についての講演会を实

施している。この後、教授選考細則に関する申合せに基づき、教授候補者選考協議会で意向聴取を経たのち、教育研究評議会で審議して、採用又は昇任を決定している。准教授・講師・助教の採用及び昇任についても、候補者から提出された教育研究業績書等に基づいて教員の適性を判断し、採用又は昇任を決定している。

全教員を対象とした任期制（5年任期、再任可）を導入し、再任に当たっては、教育、研究、診療、社会貢献・国際交流及び管理・運営の5領域による教員評価の結果を基に、再任の可否を決定している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-2② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員評価システムは、平成18年度から導入され、全教員が対象となっている。実施サイクルは毎年度とし、評価領域に医学科においては、教育、研究、診療、社会貢献・国際交流及び管理・運営の5領域を、看護学科においては、教育、研究、社会貢献・国際交流及び管理・運営の4領域を設定している。評価は、教員の活動状況を多面的かつ適切に評価するため、複数の評価領域を設定し、教員から提出された教員活動評価調書による書面調査、必要に応じてヒアリングを行い、さらに、教員の属性や職務の適性、特性等を配慮して、総合的に評価している。評価結果は、各教員にフィードバックし、教員の活動の活性化と改善に役立てている。

教員評価委員会は、評価結果を学長に報告し、学長は教員全体に係る概要についてウェブサイトにて公表している。また、学長は、当該評価結果に基づいて、必要に応じて教員に対し活動の改善を促すなど適切な措置を講じるほか、教員の任期満了に伴う再任審査の判断の参考にし、勤勉手当にも反映させている。

また、第2期中期計画には「職員の個人評価制度を整備し、その結果を給与等処遇へ反映させる」を掲げ、教員の個人評価を実施するとともに、平成24年度から勤勉手当に反映させている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育活動の支援事務は、事務局組織規程及び事務局事務分掌規程に基づいて、学生関係事務は、教務部学生支援課が課長以下5係（学生総務係、看護学科事務係、教育企画係、教務係、大学院・留学生係）21人体制で、図書館事務は、教務部図書館情報課が課長以下3係12人（うち、司書資格者5人）体制で所掌し対応している。

また、各講座、学科目、教育研究推進センター等に、事務職員96人、技術職員31人、技能職員8人の教育支援者を配置し、学生の実験・実習等の補助や技術指導等の教育支援を行っている。

TAは、平成25年度は博士課程学生2人、修士課程学生6人を採用し、学部学生に対する実験、実習及び演習の補助を行っている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 全教員を対象に教員評価を実施しており、評価結果を勤勉手当にも反映させている。
- 女性に対する配慮から、「二輪草センター」を運営し、働きやすい環境を提供しており、平成26年1月に北海道から男女共同参画チャレンジ賞（輝く北のチャレンジ支援賞）を受賞している。

基準4 学生の受入
4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

当該大学は、教育理念・目標の実現を目指して、全学（学部及び修士課程、博士課程）で入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定め、それぞれ具体的に求める学生像も定めている。

学士課程では、医学部全体において望ましい学生像として「医師・看護職者としての適性ととも地域社会への関心を持ち、自らが問題を見つけ解決する意欲と行動力を持つ学生」と定め、医師・看護職者としての適性、地域社会への関心、自らが問題を見つけ解決する意欲と行動力について具体的に記述している。

修士課程では、「知的好奇心を持ち、看護学の研究を志し、地域社会の保健・医療・福祉の向上に情熱を持ち、看護専門職者として、指導的な役割を担う意欲のある人」、博士課程では、「知的好奇心を持ち、生命科学、社会医学、臨床医学の研究を志し、医学・医療を通して、社会に貢献する情熱を持つ、研究成果を世界に発信し、世界と共有する意欲のある人」を求める学生像として示している。

入学者選抜の基本方針としては、「医療職としての適性」として学力だけではなく、学力では評価できない適性を求めている。さらに「地域社会への関心」「問題発見・解決の意欲・行動力」を求めている。入学者選抜の方法としては、一般入試、推薦入試、AO入試、私費外国人留学生、編入学を実施しており、さらに、すべての選抜方法において、面接試験等の人物評価試験を課し、これらの成績を総合的に審査することとしているが、求める学生像の中に必要とされる基礎学力については十分な記述がない。

これらのことから、必要とされる基礎学力については十分な記述がないものの、入学者受入方針が定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

一般入試前期日程において、医学科では初日に学力検査を、2日目に集団面接を課し、看護学科では小論文及び集団面接を課しており、それぞれ40人の学生を選抜している。後期日程においては、医学科では学力検査及び集団面接を課して22人の学生を選抜し、看護学科においては集団面接と個人面接を課して10人の学生を選抜している。

AO入試北海道特別選抜では、初日に集団面接（問題抽出力、口頭表現力、チーム活動能力、協調性、意欲、知識、応用力、実行力、行動力等を評価）を、2日目に個人面接（口頭表現力、適性、意欲等を評価）と課題論文（問題抽出力、論理的思考力、文章表現力、知識、応用力等を評価）を課している。加えて、大学入試センター試験の成績及び調査書の内容を併せて、総合的に判定し、40人の学生を選抜している。

また、推薦入試道北・道東特別選抜は、学校長の推薦書、調査書、自己推薦書、課題論文、面接試験に

より受験者の能力、当該地域における医療に貢献する強い意欲及び適性等を総合的に審査し、学力の担保として大学入試センター試験を利用し、10人の学生を選抜している。

修士課程、博士課程（社会人、外国人留学生含む。）は、知的好奇心を持ち社会貢献等に情熱を持つ学生を受け入れるため、課題論文・口述試験又は面接試験等の人物評価試験を課している。

また、博士課程では、入学時期を各学期の開始時期（4月及び10月）とし、修士課程では、意欲、情熱を評価するため、面接試験により人物評価を課している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学生の入学に関する基本方針は、教育研究評議会で審議し、各年度の入学者選抜要項を決定している。入試の実施に当たっては、学長を委員長とする入学試験委員会で基本方針に沿って企画立案し、教授会で合格者を決定している。

試験を円滑に実施するため、入学試験委員会の下にAO入試実施委員会、編入学試験実施委員会、学力検査委員会、面接試験実施委員会及び地域枠推薦入学試験実施委員会の5実施委員会を設置していたが、平成23年2月から一般入試実施委員会、特別入試実施委員会、編入学試験実施委員会の3実施委員会に整理統合し、それぞれに面接専門部会及び学力検査等専門部会又は課題論文等専門部会を設置している。

各委員会による公正な入試を円滑に実施するため、学長の下に入学センターを設置し、毎月定期的にセンター会議を開催している。入学センターには、センター長（副学長が兼務）、副センター長（専任教授）及びセンター員8人（教員が兼務）を配している。

また、職員に試験当日の業務を徹底するため、試験実施要領を作成し、事前に説明会を開催している。

大学院の入試は、修士課程と博士課程ごとに大学院委員会で審議し、それぞれの小委員会で実施体制等を決定し、公正な試験を実施している。修士課程では、小論文と口述試験（面接）を、博士課程では、英語I・IIと面接を課している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているか否かを検証するため、入学センターは、入学者選抜方法の調査及び研究並びに入学者の追跡調査及び研究等を行い、その活動内容を入学センター活動報告書にまとめている。

また、各試験の実施後に面接担当教員にアンケートを実施し、各試験実施委員会（一般入試実施委員会、特別入試実施委員会、編入学試験実施委員会）が、その結果を参考にして次年度の実施に向けた評価を行うとともに、入学センター会議でさらに評価して、次年度入試の改善に役立てる体制をとっている。

実施に当たっては、試験担当者に対して前年度の検討結果に基づいた実施要領を配布し、事前説明会を開催するなど、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を行って公正な実施に努めている。

平成24年度AO入試では、より学力を担保する目的から集団面接配点の引き下げと医学科第2年次後期編入学試験における合格者決定方法の変更を行っている。

大学院は、年度当初に修士課程、博士課程ごとに小委員会を設置して、前年度の結果を踏まえた入学者選抜方法について審議し、その結果を各課程委員会に諮り、当該年度の入学者選抜を行うことにしている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成22～26年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・医学部：1.00倍
- ・医学部（2年次編入）：0.80倍
- ・医学部（3年次編入）：0.80倍

[修士課程]

- ・医学系研究科：0.98倍

[博士課程]

- ・医学系研究科：1.13倍

博士課程では、平成22年度の時点で1.40倍と超過していたが、平成24年度に大学院委員会（博士課程委員会）で入学定員を厳密に管理することを決定し、定員超過は改善されている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 入学者選抜方法の調査及び研究並びに入学者の追跡調査及び研究等を行い、その検証の成果を中心として入学センター活動報告書にまとめ、実際の選抜方法に反映させている。
- 入学者選抜において地域枠の募集定員を大幅に増員し、その結果について検証を行い、それに基づく改善を着実にやっている。
- 個人面接・集団面接を利用した入試を行い、学力だけでなく多面的な評価方法での選抜を行っている。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
 - 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。
- (大学院課程（専門職学位課程を含む。))
- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
 - 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、大学の教育理念・目標を踏まえ、医学科、看護学科のそれぞれにおいて明文化している。

教育課程の編成・実施方針は、入学者受入方針と学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）との連携を十分に踏まえ、ウェブサイトで学内外に公表するとともに、『学生生活のしおり』や履修要項に記載して、学生に明示している。

医学科では、医療分野における多様な価値観等に触れるための基礎教育科目、医学分野を学ぶための基礎的・汎用的な力を身に付けるための共通科目、より専門的な内容を学び、実践的な力を身に付けるための基礎医学科目、臨床医学科目による教育課程を整備し、これらを体系的に履修することを促している。

看護学科の教育課程は、一般基礎科目・専門基礎科目・専門科目の3群で構成し、さらに、専門科目は「看護の基礎」「特性と看護」「看護の発展と探求」の3段階に配置し、看護学を体系的に学習できるよう配慮する方針で編成している。授業形態も、講義・演習・実習を有機的に組み合わせ、段階的かつ系統的な教育によることとしている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

当該大学は、教育理念・教育目標及び教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育の目的並びに授与される学位（学士（医学）、学士（看護学））に沿った教育課程を構築している。

医学科、看護学科ともに、教育課程の編成・実施方針を具体化するため、教育課程が体系的に構成されているか否かを可視化する目的でカリキュラム・マップを作成し、学位授与の方針を構成する5領域（態度、知識、技能、思考・判断、意欲・関心）と授業科目との関連と配置を明示している。

医学科は、必修科目189単位のほか、選択科目8単位以上を取得することを求め、基礎教育科目、共通科目、基礎医学科目及び臨床医学科目の教育課程を整備し、体系的な履修を促している。必修科目の内容は、文部科学省の「医学教育モデル・コア・カリキュラム」に準拠している。

看護学科は、平成24年度入学生から、新しい教育課程による教育を実施し、必修科目110単位のほか、選択科目14単位以上を取得することとしている。保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正に伴い、学年ごとの到達目標を明確化し、保健師及び助産師教育を選択履修制としている。

新教育課程は、看護実践能力の強化を主眼とし、①一般基礎（教養）、②専門基礎及び③専門の3領域で構成し、第1年次から第4年次まで展開している。③専門では「看護の基礎」「特性と看護」「看護の発展と探求」の3分野に大別し、「看護の基礎」では「リハビリテーション看護学」を、「特性と看護」では成人、高齢者、母性、小児及び精神の各看護分野別の講義と関連付けた統合演習「実践看護技術学Ⅰ及びⅡ」を新たに開講し、技術を確認しながら実践力を高められるよう工夫している。

加えて、両学科は、教養英語だけでなく医学英語、看護学英語を重視し、コミュニケーション能力や国際交流・国際貢献のための幅広い視野と能力の習得に配慮している。

また、両学科とも、医療者にとって大切な生命の尊厳と医の倫理を理解できる能力、病める人を思いやる心を、広義の倫理を扱う科目で涵養している。医学科では「医療概論1～4」、看護学科では「看護学概論」「対人関係論」「看護倫理」がこれに相当する。選択科目については、両学科とも、基礎教育科目を中心に多彩に展開し、特に、医学科・看護学科の相互理解を図り協調性を養うために、低学年の教養教育は両学科合同の選択科目として実施する教育課程を採用している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

「高大病連携によるふるさと医療人育成の取組」が文部科学省による「質の高い大学教育推進プログラム」（平成20～22年度）に選定され、「地域社会が地域の医師を育む」という視点の下、地域の高等学校と医療機関の活動を積極的に支援し、入学者選抜から学部教育、卒後臨床研修までを一貫して、将来、地域医療に従事する医療職者、すなわち「ふるさと医療人」を育もうという全学を挙げた取組を行ってきた。この取組は事業終了後も継続し、両学科は、地域医療に根ざした医療・福祉の向上に貢献できる医療人育成のための教育を行っている。

「医学教育モデル・コア・カリキュラム」の到達目標に合わせた教育とともに、大学の理念等に基づく教育として「早期体験実習Ⅰ・Ⅱ」「地域医療学」「臨床疫学」及び「健康弱者のための医学」等地域医療関連科目を開講し、臨床実習では「地域医療実習」を必修化している。

また、生涯を通じた自学自習の態度を養うため、「医学チュートリアル」を導入している。さらに、臨床実習では、地域医療機関と連携した診療参加型臨床実習を実施し、そのために必要な知識・技能の評価は、共用試験C B T (Computer-Based Testing: コンピューターを用いた客観試験) 及びO S C E (Objective Structured Clinical Examination: 客観的臨床能力試験) で行っている。

看護学科では、地域医療に根ざした医療・福祉の向上に貢献できる医療人育成のため、「早期体験実習

I・II」を必修化している。

学生の多様な学習ニーズに対して、放送大学、北海道教育大学旭川校とそれぞれ単位互換に関する協定を締結し、また、平成25年度には北海道地区国立7大学による教養教育連携実施に関する協定を締結しており、平成26年度後期から双方向遠隔授業実施による教養教育の充実強化に取り組んでいる。さらに、旭川市所在の4大学・1短期大学・1高等専門学校で構成する旭川ウェルビーイング・コンソーシアムでも、共同サテライトキャンパスで単位互換科目を開講して、他分野の学生との交流機会を作り、医療従事者に必要な広い人間関係の構築を支援している。

学術の発展動向への配慮として、医学科では、第2年次の「基礎医学特論」で基礎・社会医学の最前線のテーマを学習して、基礎医学の意義を考える機会をつくり、第3・第4年次合同開講の「選択必修コースI～VI」でそれぞれの医学研究分野の最新知識に触れて、理解を深める機会としている。看護学科では、生涯にわたって保健・医療・福祉等の分野で、様々な健康レベルの利用者ニーズに対応し、公衆衛生の向上に貢献できる柔軟な思考力、応用力を備えた、国際性豊かな人材の養成を目指して、「看護研究」「卒業研究」「国際保健看護論」「英語文献講読」等の科目を開講している。

また、両学科では、薬害被害を学ぶ授業科目を複数設定しているほか、被害者の声を直接聞く機会として、平成25年度は薬害エイズ被害者から直接話を聞く授業を実施して、薬害について見識を広めている。さらに、医学科の「健康弱者のための医学」では、車いす利用の障害当事者の講義も行っている。

さらに、両学科とも、毎年度、編入学者を受け入れ、他大学で修得した成績を既修得単位として認定している。看護学科では、編入学者用の授業時間割を編成して、編入学者が不利にならないよう配慮している。また、旭川ウェルビーイング・コンソーシアムの単位互換科目「環境科学」(医学科・看護学科共通科目)は、共同サテライトキャンパスで土曜日に集中開講を行って、特に看護学科編入学者の履修に便宜を図っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

授業形態(講義・演習・実験・実習等)については、教務・厚生委員会及び教育センターで検討し、学位授与方針の5領域(態度、知識、技能、思考・判断、意欲・関心)を踏まえて配分している。全体に占める単位の割合は、医学科では、講義が約62%、演習・実習が約38%、看護学科では、講義が約68%、演習・実習が約32%である。

医学科は、第1、第2及び第4年次で、7～8人の学習グループとチューターにより構成される演習、「医学チュートリアルI～VI」を実施している。自学自習の学習態度を身に付けるため、第1年次は学習スキルの獲得、第2年次は課題探索、問題発見型課題の解決、第4年次は臨床症例問題の解決を目標としている。専用チュートリアル教室には、教科書、参考書及びインターネットにつながったコンピューター等を整備し、最新の知識の習得に配慮している。平成25年度から、総合的な診療能力に必要な臨床推論教育を充実させ、特に症例ごとの推論教育を早期から開始し、多人数教室で少人数チームが課題解決のための議論を行うTBL(Team based learning)双方向型授業を構築するため、「医学チュートリアルVI」でトリアル授業を実施している。

看護学科は、「基礎看護技術学I・II」等にケース・メソッドによる事例検討を導入して、グループ学習により看護援助の認識を深める教育を行っている。

臨床シミュレーションセンターは、医学生・研修医を対象とした「骨髄路確保－エコーガイド下中心静脈穿刺」「人工呼吸器の使い方」等のハンズオンセミナー、新入生を対象としたCSC探検ツアー及び研修医等を対象とした「水電解質輸液について」「末梢静脈栄養、中心静脈栄養について」等の講演会の実施等で活用されている。

両学科では、模擬患者を大学で独自に養成することに取り組み、医学科の「心理・コミュニケーション実習」、看護学科の「看護過程論」で模擬患者を活用し、コミュニケーション能力及び医療面接スキルの向上を図っている。

両学科の第1、第2年次で実施される「早期体験実習Ⅰ・Ⅱ」は、入学直後から、毎日の学習はすべて医師・看護職者になるためという動機付けのフィールド型授業で、医療・保健・福祉施設等の現場を体験させ、病苦に悩む患者に直面することで、人命を預かる医療職者としての強い使命感を涵養している。

平成25年度卒業時のアンケートでは、授業形態の組合せ、バランスについて、91%の卒業生から「非常に満足である・ほぼ満足である」との回答を得ている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間に授業を行う期間が定期試験を含め、35週確保されており、また各授業科目の授業は15週にわたる期間を単位として行われている。

学則で、単位の認定には、1単位45時間の学修を必要とする内容で構成することを明示し、学生には『学生生活のしおり』を通して入学時に周知・徹底している。単位の定義は、講義科目では、60分授業15回を1単位として、時間数を計算している。

医学科は、平成19年度大学機関別認証評価において、学生に単位数の過重な負荷があるのではないかと指摘され、その後策定した「医学科2009カリキュラム」では、授業外学習時間確保のため、卒業要件の単位数を221単位から197単位に削減している。

また、医学科では、教育課程の特色の1つである「医学チュートリアル」を生涯学習能力涵養のために実施して、学生が自ら進んで空き時間に学習する習慣を養っている。看護学科では、将来の国家試験等を踏まえ、学年進行に合わせて、各年次に到達すべきレベル目標及び卒業時の到達目標を明確にした漸進型カリキュラムを実施して、自らの学びを効果的に確認できるようにしている。

隔年で実施している学生の学習実態調査では、学生の学習時間を問うているが、過去4回（看護学科は3回）の全学年合計での集計結果のうち、学習時間が1日当たり30分未満の学生の比率は、医学科では横ばい状況、看護学科では減少状況となっている。

シラバスは、平成25年度から「準備学習（予習・復習）等の内容と分量」欄を設け、学生に主体的な学習を促している。また、学習の場として、図書館の24時間開館、講義室やチュートリアル室の空き時間使用等の支援措置も講じている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

医学科、看護学科ともに、すべての授業科目についてシラバスを作成して、入学時のオリエンテーションで配布する履修要項に掲載し、解説している。また、各授業科目の初講時にもシラバスの内容について説明している。

シラバスには、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び科目情報が掲載され、担当教員氏名、対象学年、開講時期、単位数、授業回数(コマ数)、履修目的、授業形式、授業時外学習(予習・復習等)の内容と分量、成績評価の基準等、学生へのメッセージ、教科書・参考図書、各回の授業ごとの履修の主題と内容が含まれている。

平成25年度学生学習実態調査において、準備学習におけるシラバスの確認頻度を調査した結果、「必ず確認している・時々確認している」の頻度が、医学科70%、看護学科85%であった。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

医学科は、医学教育の基礎となる物理学、化学、生物学のうち、高等学校での未履修科目のリメディアル教育として、「自然科学入門」を入学直後の4月に各20時間にわたって実施している。

看護学科は、「生命科学」「看護基礎物理」「看護化学」「自然科学実験」等の科目を、高等学校の復習、第1年次後期以降の看護に関連する生命科学分野諸科目への準備・接続科目と位置付けている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース))を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)が明確に定められているか。

医学科の学位授与方針において、態度としては、倫理観とプロフェッショナリズムを、知識としては、医学と関連する領域に関する十分な知識と生涯学習能力を、技能としては、全人的な医療人能力、基本的診療能力、実践的臨床能力を、思考・判断としては、問題解決能力、発展的診療能力、研究心を、意欲・関心としては、地域社会・国際社会へ貢献するための能力を学位授与に必要な資質、能力として定め、5つの領域における資質と能力を具体的に記述している。

看護学科の学位授与方針において、態度としては、倫理観に基づいた看護の社会的使命の遂行を、知識としては、看護学と医療・保健・福祉の看護関連領域に関する十分な知識と生涯学習能力を、技能としては、根拠に基づいた基礎的看護実践能力を、思考・判断としては、問題解決能力、発展的思考能力、研究心を、意欲・関心としては、地域社会・国際社会へ貢献するための能力を学位授与に必要な資質、能力として定め、5つの領域における資質と能力を具体的に記述している。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は、「医学部医学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程」第5条及び「医学部看護学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程」第6条に基づいて、定期試験の成績、レポート、中間試験、出席状況等を考慮して総合的に評価し、優（100～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59～0点）の4段階で行い、優、良及び可を合格としている。

単位認定は授業担当教員が行い、次いで、学年担当・授業担当教員会議で成績確認を、さらに、教務・厚生委員会でも確認している。

進級及び卒業認定は、教務・厚生委員会ですべ別表で定められている必修科目の単位修得状況や科目区分ごとに設定された単位修得数の条件を満たしているかについて確認した後、教授会で判定している。

これらの基準は、入学時のオリエンテーションで説明し、『学生生活のしおり』にも明示して、学生に対して周知を図っている。また、科目ごとの具体的な成績評価は、履修要項、『臨床実習指針』の中の「成績評価の基準等」欄で明示している。

平成25年度卒業生アンケートでは、「成績評価について、満足していますか。」という設問に対し、「非常に満足」7%、「ほぼ満足」81%の回答があり、約90%の学生が適切であると評価している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

学生の成績評価は、担当教員の独断によらないよう、学年担当・授業担当教員会議で成績確認を行っている。科目ごとの成績評価分布の検討は、担当教員の裁量に依存しており、組織的な検討の段階に至っていないが、平成25年度より、教育センターが成績評価に係るアセスメント・ポリシーの策定に向けて検討を開始している。

学生からの異議申立てを受けける制度は、規程としては定められていないが、全学年に学年担当教員を配置して、履修上の問題等について、相談が可能となっている。医学科では、異議申立て制度の確立のため、第6年次に課している「統合演習」の試験において、問題解答を掲示するとともに、試行的に異議申立てを受け付けている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業要件は、学則第33条に明示され、医学科は6年以上在学し、必修科目189単位及び選択科目8単位以上、合計197単位以上を修得すること、看護学科は4年以上在学し、必修科目110単位及び選択科目14単位以上、合計124単位以上を修得することとなっている。

学位授与方針に沿った成績評価基準や卒業認定基準は、シラバスや『学生生活のしおり』に明示して、全学生に配布・説明している。また、成績評価・単位認定・卒業認定は、授業担当教員が試験やレポートによって評価・認定し、次いで学年担当・授業担当教員会議で確認し、さらに、教務・厚生委員会でも確認し、最終的に教授会で審議し、認定している。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院課程の教育課程の編成・実施方針は、入学者受入方針と学位授与方針との連携を十分に踏まえ、博士課程、修士課程のそれぞれにおいて定められている。

これらの教育課程の編成・実施方針は、履修要項に記載して、学生に明示するとともに、ウェブサイトで学内外に公表している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

大学院においては、博士（医学）及び修士（看護学）を授与している。

博士課程は、研究者コースと臨床研究者コースに分けて教育課程を編成している。幅広い知識に裏打ちされた専門性の高い医療従事者、医学研究者の育成を目指し、様々な分野を横断的に網羅する共通科目である「共通先端医学特論」「共通基盤医学特論」「共通医学論文特論」の3科目10単位を必修とし、医学研究を遂行する上で必要な基礎的知識、幅広い応用的知識、倫理的素養を身に付けることとしている。また、両コースの共通科目として、コース別に「医学基盤演習」2単位を設定している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

博士課程では、初期臨床研修の1年目から同課程に在籍し、研究を早期にスタートできる制度を採用している。

また、必修の共通科目3科目においては、①共通基盤医学特論では、研究倫理、研究方法概論、研究財産管理論等、すべての研究者に必要とされる知識について講義し、②共通先端医学特論では、現在我が国の死亡原因の上位を占めるがん、脳卒中や心筋梗塞等の血管疾患及びそれらの遠因となる糖尿病を代表とする代謝疾患について、最先端の基礎研究から臨床応用まで網羅して講義するとともに、③共通医学論文特論では、科学論文作成に関わる書式や語彙にとどまらず、インターネットを利用する情報の収集検索や様々な電子辞書・シソーラス等の活用、生物統計の適切な応用を通じたデータの整理等、医学論文の作成及びプレゼンテーションについて多方面からの講義を行っている。また、臨床研究者コースの臨床腫瘍・血液病態学領域は、平成24年度に採択された文部科学省補助金採択事業「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」（道内4医療系大学連携事業）における「地域臨床腫瘍医養成プログラム」として位置付けられている。

修士課程は、修士論文コースと高度実践コースに分けて教育課程を編成している。修士論文コースは、看護学に関する基本的な知識と健康科学に関する専門的な知識を土台とし、その上に各専門領域において高度な知識を修得し、研究能力を育成できる授業科目を、高度実践コースのがん看護学領域は、日本看護系大学協議会認定の「がん看護」分野専門看護師教育課程であり、平成24年度に採択された文部科学省補助金採択事業「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」（道内4医療系大学連携事業）の一翼を担う専門医療人育成のための「地域オンコロジーナース養成プログラム」として位置付けられており、がん看

護専門看護師に必須の高度な専門知識と実践能力を修得できる授業科目を設定している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-1① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

博士課程では、全体で146科目を配置して、それぞれの専門領域について講義5科目、演習4科目、実験・実習3～4科目の授業を設定している。専門科目の講義、演習、実験・実習は、少人数、対話・討論型授業形態をとり、社会人学生に配慮した時間割（第7時限（18時から19時）、第8時限（19時10分から20時40分））を設定するとともに、e-learningも導入している。

科目の配分は、共通科目は第1～4年次、専門科目のうち特論は第1～2年次、演習は第1～3年次、実習は第1～4年次、論文作成演習は第3～4年次に配置している。

修士課程では、全体で57科目を配置して、それぞれの専門領域について講義7～13科目、演習2～4科目、実験・実習科目2科目（高度実践コースのみ）の授業を設定している。社会人学生が多いことから、指導教員とマンツーマンで対話・討論型的な授業を行っている。

科目の配分は、修士論文コースでは、共通科目は第1年次、専門科目のうち特論、演習は第1年次、特別研究は第2年次、高度実践コースでは、共通科目、専門分野共通科目は第1年次、専門分野専門科目、実習・研究は第2年次に配置している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-2② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されており、また各授業科目の授業は15週にわたる期間を単位として行われている。

一部の授業科目では、授業に参加できなかった学生の補講対策として、e-learningを実施している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-3③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

大学院のシラバスについては、入学時のオリエンテーションで配布する履修要項に学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を併せて掲載し、教育の目的に沿って課程ごとに書式を統一して作成している。

博士課程では、共通科目である「共通先端医学特論」「共通基盤医学特論」「共通医学論文特論」の詳細な情報及びe-learning形式による受講の留意事項等の情報を掲載して、学生の学習計画に配慮している。

修士課程では、平成20年度以降、科目ごとの情報に教科書・参考書の指示欄を設けるなど、掲載する情報の充実を図っている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-4④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

博士課程では、募集要項に、有職者が離職することなく修学可能であることを明記し、社会人学生の便

宜を図り、講義は週1回、18時から開講している。

修士課程では、看護師として勤務したまま入学する学生が多いことから、募集要項に、有職者が離職することなく修学できるように昼夜開講制をとっていることを明記している。修士課程の時間割は、ほとんどの講義が夜間、土日の昼間に開講している。また指導教員と打ち合わせて、夜間や土日等にも研究指導を受けられるよう配慮している。

両課程は、長期履修制度を採用して、修士課程では最長4年、博士課程では最長6年での修了が可能であり、授業料負担額も標準修業年限の修了生と同額のままで、社会人が無理なく履修計画を立てられるように配慮している。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

大学院では、担当となる研究分野の指導教員の下、複数の教員の協力を得た研究指導体制をとり、学位論文の作成に向けた指導を行っている。

博士課程では、研究者コース及び臨床研究者コースに共通の「共通科目」が設置され、複数の教員の指導を受けられるよう配慮している。また、例年、TAとして7人前後、RAとして10人前後を採用し、学部教育の実験・実習における教育指導や研究指導の訓練の場を提供している。

修士課程では、平成22年度から、多角的な視点に立ち、きめ細かい研究指導を実施するため、複数教員指導体制をとっている。その枠組の中で、学生は、まず標準修業年限の間に行う研究の計画書を提出し、それを「研究計画発表会」（平成25年度は4回開催：実施要領はウェブサイトにて公開）で発表する。発表会での質疑・応答・指導を通して、具体的で適切な研究計画を立案できるようにしている。

大学院の学位論文には、学部教育で重視される実践的・自主的学習遂行力を養成する目的に加えて、内容自体により高い専門性の担保が求められている。その保証としては、主として指導教員をはじめ研究科の教員の見識に委ねられているが、その内容の検証として事前に論文の公開発表を義務付けている。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

博士課程臨床研究者コース、研究者コースの学位授与方針において、態度としては、倫理観とプロフェッショナリズムを、知識としては、医学と関連する領域に関する十分な知識と生涯学習能力を、技能としては、全人的な医療人能力、基本的診療能力、実践的臨床能力、研究遂行能力を、思考・判断としては、問題解決能力、発展的診療能力、研究心を、意欲・関心としては、地域社会・国際社会へ貢献するための能力を学位授与に必要な資質、能力として定め、5つの領域における資質と能力を具体的に定めている。

修士課程修士論文コース、高度実践コースの学位授与方針において、態度としては、倫理観に基づいた看護の社会的使命の遂行を、知識としては、看護学と医療・保健・福祉の看護関連領域に関する十分な知識と生涯学習能力を、技能としては、根拠に基づいた基礎的・専門的看護実践能力、研究遂行能力を、思考・判断としては、問題解決能力、発展的思考能力、研究心を、意欲・関心としては、地域社会・国際社会へ貢献するための能力を学位授与に必要な資質・能力として定め、5つの領域における資質と能力を具体的に定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

大学院の修了要件は、大学院学則に定めており、『学生のしおり』に明記して学生に配布するとともに、入学時のガイダンスで説明している。

授業科目の成績評価基準は、履修要項に記載する授業科目の試験の成績等により、秀は「該当科目の履修において、所期の目標をほとんど完全にもしくはそれを超えて達成し、特段に優れた成績を修めた。」ということ、優は「該当科目の履修において、所期の目標をほぼ達成しているが、不十分な点がある。」ということ、良は「該当科目の履修において、所期の目標に照らして妥当な成績を修めたが、不十分な点が目につく。」ということ、可は「相当の欠点が見受けられるが、目標の最低限は満たしている。」ということ、不可は「単位を与えるためには、さらに研究・調査が必要である。」ということの5段階であり、授業科目の試験や学生の学習及び研究の進捗状況から総合的に評価して、所定の単位を認定している。

また、修了認定は、取得した単位数に加え、提出された学位論文の審査及び最終試験の可否を基に、大学院委員会で審議、投票により行っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

各科目の成績評価は、5段階の基準に基づいて、履修要項に記された成績評価基準により適切に行われている。個々の学生の成績評価に際しては、指導教員の独断によらないよう、大学院委員会（博士課程委員会、修士課程委員会）において、確認している。

学生からの異議申立てを受ける制度は、規程としては定められていないが、学生からの申立てがあった場合は、大学院委員会等が対応することとしている。特に、修士課程では、学生から直接申立てを受ける窓口を、修士課程小委員会に設置している。

これらのことから、学生からの異議申立てを受ける制度は規程として定められてはいないが、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

博士課程、修士課程ともに、学位授与方針に基づく学位論文審査基準が博士課程では「研究内容が、医

学あるいは医療に関する新規性をもつものであること。」等、修士課程では「研究目的及び意義が明確に示されている。」「研究目的、独自性、意義等が明確に示されている。」等、明確に定められ、学位授与のための適切な審査体制が整っている。審査過程では、公開発表会において質疑応答を行い、最終的に大学院委員会で学位授与の可否投票の上、学位を授与している。

学位論文の審査体制は、学位規程、修士論文審査実施細則及び博士論文審査実施細則等に基づいて整備され、実施されている。

大学院委員会は、付託された学位論文の審査のため審査委員会を設置し、論文内容の審査を行っている。この審査委員会の委員は、大学院委員会委員（教授）のうちから、指導教員を含む3人以上で構成しており、関連する分野の教員とも連携しながら、審査を実施している。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 22 年度まで文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム」として実施されていた「高大病連携によるふるさと医療人育成の取組」を、事業終了後も継続し、地域医療に根ざした医療・福祉の向上に貢献できる医療人育成のための教育を行っている。
- 臨床シミュレーションセンターが活用され、学生を対象とした多くのセミナーや講演会が実施され、実習も行われている。
- 平成 24 年度文部科学省「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」に採択された道内4医療系大学連携事業「北海道がん医療を担う医療人養成プログラム」に医学、看護学ともに取り組み、専門医療人育成に取り組んでいる。
- 学位論文の審査に係る評価基準が研究倫理に関する基準を含んで作成されている。

【更なる向上が期待される点】

- 成績評価アセスメントポリシーの策定が検討されており、異議申立て制度を規程として整備することが期待される。

基準6 学習成果

6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。

6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。
--

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。
--

学部の卒業率は、過去5年の標準修業年限内卒業率では、医学科が80～90%、看護学科が95～97%であり、標準修業年限×1.5年内卒業率では、医学科が81～97%（平成16～平成20年度入学）、看護学科が97～98%（平成18～平成22年度入学）である。

平成21～25年度における国家試験の合格率は、医師87.4～95.2%、看護師95.1～100%、保健師94.3～100%、助産師80.0～100%である。

大学院の標準修業年限内修了率（平成21～25年度）は、博士（医学）33.3～60.9%（平均47.2%）、修士（看護学）37.5～81.3%（平均64.3%）で、標準修業年限×1.5年内）修了率は、博士課程33.3～72.7%（平均57.0%）、修士課程56.3～100%（平均73.8%）であった。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

平成25年度前期に行った「講義に対する学生評価」では、授業の満足度について5段階評価を行い、担当教員の約80%が「非常に良い」又は「良い」と評価されている。また、「科目全体の講義企画」「実習企画（又は演習企画）」「臨地看護学実習企画」の学生評価では、学習成果に関する問いを含む総合評価において、評価科目全体の約70%が「非常に良い」又は「良い」と評価されている。

大学院では、学部に準じた授業評価は行っていないが、修士課程及び博士課程の各修了生に対し、教育活動の点検・評価のためのアンケートを実施している。このうち、平成25年度調査では、「本学大学院では、医学（看護学）教育者、医学（看護学）研究者、高度専門職業人（看護専門職者）の育成を教育目標としているが、全体としてこの教育目標はどの程度達成されているとお考えですか。」との設問に対し、博士課程修了生の66.6%、修士課程修了生の75.1%が、4段階評価で「十分達成」又は「ほぼ達成」と回答している。

平成25年度卒業生へのアンケートでは、教育内容全体に対して、医学科学生の76%、看護学科学生の91%が「非常に満足」又は「ほぼ満足」と回答している。他の項目では、医学科学生は「教養教育」で64%、それ以外は70～87%が満足、看護学科学生は「教養教育」で87%、それ以外は78～100%が満足と回答している。

学生の学習達成度評価については、平成25年度に、教育センターFD授業評価部門において、「科目全体の講義企画」に学習達成度に関する項目を平成26年度から加えることが決定している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

就職先は、ほとんどが医療機関や研究機関で、就職率はおおむね90%前後を推移している。

医学科では、平成24年度に北海道における保健所管区別の卒業生医師就業状況を調査し、昭和55年から平成22年までを10年単位で分析した。医師数に占める卒業生の割合は、昭和55年は1.87%であったが、平成22年には15.59%を占めるまでに至り、特に道北、道東地域において卒業生が大幅に増加しており、地域医療への貢献状況を確認している。

また、大学院学生の就職等は、元来有職者が多く、平成24年度と平成25年度では、それぞれ、修士課程は100%、88.2%、博士課程は88.9%、100%となっており、職種は、医師、看護師、保健師、教員等である。

修士課程看護学専攻では、平成25年度に、平成13年度から平成23年度修了者を対象にアンケートを実施し、居住地、有職者には勤務地、職種等を調査したが、有職者のうち、看護師・保健師・助産師が52%、教育・研究関係が48%となっており、修士課程修了者が看護学の発展と福祉の向上に寄与していることを確認している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

平成25年度に平成20～24年度の大学院修了生に対して行ったアンケートでは、「実務に役立つ」は、博士課程と修士課程それぞれの89.1%、94.7%が肯定、「指導体制」は78.4%、57.9%が満足、「教育目標の達成」は59.5%、52.7%が肯定、「教育内容全体」は78.4%、68.5%が満足であったと答えている。特に、医学科の臨床実習、看護学科の臨床看護学実習の満足度は高くなっている。教育を通して身に付いたと感じる能力については、医学科では「職業上役立つ知識と技術」、看護学科では「物事を考える多角的な視点」と回答した学生が最も多い。

学部卒業生の父母に対して実施したアンケートにおいても、教育内容に対する評価では90%以上が「非常に満足」「ほぼ満足」との評価を得ている。

なお、就職先関係者からの意見聴取は行われていないが、行うことが望ましい。

これらのことから、就職先関係者からの意見聴取が行われていないものの、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 道東地域において、地域医療への貢献状況が著しく伸長している。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
 また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は191,769 m²、校舎等の施設面積は109,358 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

教育研究施設では、講義実習棟、総合研究棟、臨床研究棟、臨床講義棟、看護学科棟、共用研究棟を、実験実習施設では、実験実習機器センター、動物実験施設、R I施設の各棟を設置している。また、共通施設として図書館、福利厚生施設、体育館、武道場、弓道場、体育管理施設合宿研修所がある。これらのほかにサッカー場兼用の陸上競技場、野球場、テニスコート（6面）等の屋外施設を備えている。

講義室は、講義実習棟に6室、臨床講義棟に3室、看護学科棟に5室を、実習室は、講義実習棟の化学・生物学・物理学・心理学・解剖学等に8室及び看護学科棟の基礎看護学・臨床看護学・地域保健看護学・人体生理学に9室を設置し、このほか、実験室を講義実習棟及び看護学科棟に各1室、チュートリアル室を25室、情報処理実習室を2室を置いている。

施設の老朽化・安全性への対応については、当該大学が定めた教育理念・目標を具現化するために策定した第2期中期目標・中期計画に沿って、文部科学省の「第3次国立大学等施設緊急整備5か年計画」を踏まえ、事業の内容・緊急性を考慮した「キャンパスマスタープラン2009」を作成し、施設整備費による整備と予防的な施設管理の導入や効果的な修繕等により、教育研究に対する施設水準を確保し、耐震性能の劣る施設を優先的に整備して、学生へ安全・安心な教育研究環境を提供している。

学内のバリアフリー化について、医学部では、平成18年度から年次計画で、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建設の推進に関する法律」を遵守した整備を順次進め、人にやさしいキャンパスを目指している。その内容は、講義室内に車いす用座席の設置、出入口扉の自動化、階段手摺の設置、スロープの設置（廊下及び玄関前等）、身障者用駐車スペースの確保、身障者用トイレの設置、身障者用エレベーターの設置等である。なお、附属病院では、平成11年度から始まった病院再開発工事にて対応済みである。

講義室は、授業に利用するほか、授業時間以外の時間帯には、教職員、学生を対象とした各種講演会等に有効利用しており、図書館は、書籍閲覧用に176の座席を確保している。

学生のニーズは、毎年度卒業生を対象に実施している「卒業生等の教育に関するアンケート調査」、学内に設置している投書箱「学生の声「ひとことふたこと」」及び学生支援課内に設置している「何でも相談窓口」により学生の要望を把握し、整備可能なものから適宜対応している。

安全対策としては、講義室周辺の廊下に緊急連絡用内線電話を設置し、また、防犯・安全対策としては、

平成 24 年度に臨床講義棟及び講義実習棟の学生ロッカー室に非接触カード式入退室管理システムを導入し、セキュリティの向上を図っている。

庁舎管理としては、学生玄関、大学中央玄関等では I D カード式セキュリティシステムによる入退館管理を行い、大学中央玄関では、時間外にはカメラ併用のインターホン管理システムによる入退館管理を行っている。そのほかの出入口は、平日は 19 時から翌日の 7 時まで、土・日・祝祭日は終日、施錠している。なお、I D カードは、学生にはネームカード兼学生証、教職員にはネームカード兼身分証明書として発行している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要な I C T 環境が整備され、有効に活用されているか。

当該大学の情報ネットワークは、情報基盤センターが管理運営を統括し、教育内容や学生のニーズに合わせて学内 L A N を整備している。パソコンは、第 1 情報処理実習室に 75 台、第 2 情報処理実習室に 55 台、講義室に 3 台、チュートリアル室に 22 台、図書館に 20 台設置している。なお、学生定員増への対応及び I C T 環境の整備強化のため、平成 22 年度に第 2 情報処理実習室を新たに設置している。また、講義室、図書館内には無線 L A N のアクセスポイントを設置し、個人の所有するノート型パソコン等を持ち込み、インターネットに接続できる環境を整えている。

学生には、入学時にユーザー I D ・パスワードとメールアドレスを全員に発行し、第 1 情報処理実習室は 7 時から 21 時まで、第 2 情報処理実習室は 8 時から 18 時まで開室している。

また、教育用ウェブサイトを設定し、学生自らが研究内容やサークルの紹介等の情報を掲載できるように開放している。

情報セキュリティに関しては、情報セキュリティポリシーに基づいて、情報セキュリティ管理規程を制定し、情報セキュリティの管理運営に関し必要な事項を定めている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な I C T 環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書館では、医学・看護学分野の教育・研究に必要な図書・学術雑誌・視聴覚資料・電子情報資料（電子ジャーナル・電子ブック・文献情報データベース）を、学生を含む利用者のニーズを踏まえつつ網羅的に収集し、系統的に整備し、提供している。

平成 26 年 3 月現在の蔵書は、和書 85,303 冊、洋書 71,089 冊、和雑誌 2,486 種、洋雑誌 1,729 種、視聴覚資料 3,303 点、電子ジャーナル 5,118 タイトルとなっている。

これらの資料は、専門分野（医学（基礎・臨床）・看護・一般教養）別に分類し、電子的に目録化しており、図書館ウェブサイト上で学内外から常時検索が可能となっている。

図書資料は、シラバス掲載、講座選定、購入希望に基づいた購入（ブックハンティングを含む。）の他に、地域医療に関する資料や闘病記、新刊の医学系図書を積極的に購入している。

学術雑誌は、医学・看護学のコアジャーナルを揃え、研究者のニーズに応えるよう購読誌の維持に努めている。また、文献情報データベースの検索結果から電子ジャーナルへのアクセスがシームレスに行えるよう、可能な限り環境整備をしている。また、認証サーバを構築し、学生を含む学内構成員が学外からも

電子ジャーナルを利用できるよう、便宜を図っている。

視聴覚資料については、医学・看護学等のDVD・CD・ビデオを整備し、視聴覚室で提供している。

図書館には、デスクトップパソコン、無線LANを整備し、電子情報資料へのアクセスやインターネットの利用についての環境を整えている。学生を含む学内構成員には、図書館は24時間利用可能となっており、無人開館時でもIDカードを用いた入退館システムと自動貸出装置により、資料の貸出を可能にしている。平成25年度の貸出数は21,490点(学生15,564点)、利用者数は149,231人(無人開館中52,349人)であった。

また、学生有志による図書館学生委員会が作成した図書館利用者宣言に基づいて、図書館の有効活用を推進している。

平成26年度には、増改築に伴い、学生がグループで相談しながら学習することができるディスカッションスペースを86席整備している。

なお、図書館は、市民にも開放し、資料を必要とする市民には、登録により図書の出借を行っている。さらに、地域の医療従事者には、申請により24時間利用可能となっている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

当該大学は、特色の一つであるチュートリアル教育等、自学自習を主体とする科目を実施することで、学生が自ら進んで空き時間に学習する習慣を養っている。学生には、図書館(24時間開館)をはじめ、講義室(14室)、チュートリアル室(25室)、第1情報処理実習室・第2情報処理実習室(空き時間)を、学習する場として開放している。

平成22年度からは、学生定員増への対応及びICT環境の整備強化のため、第2情報処理実習室を新たに整備し、平成25年度からは、学生定員増への対応及び自学自習をより推進するため、チュートリアル教室を15室から25室に増室した。チュートリアル教室には、インターネットにつながったパソコン(一部教室を除く)及び医学関係図書等を整備している。

修士課程学生の研究の場としては、第1情報処理実習室、第2情報処理実習室の他に、修士課程学生がいつでも利用できる研究室として、看護学科棟6階の604号室及び605号室を用意し、ここには、ワープロソフトや表計算ソフトのほか、統計解析ソフトウェアをインストールした合計14台のパソコンを設置している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

当該大学では、入学時に学部の入学生と編入学生及び大学院の入学生を対象に、教育課程、履修手続、学生生活等についてガイダンスを実施している。また、学部在学学生を対象に、早期体験実習Ⅰ、早期体験実習Ⅱ及び臨床実習等の開始前に、実習上の心得、注意事項等についてガイダンスを実施している。

ガイダンスでは、学年担当教員、授業担当教員及び学生支援課担当者が説明を行っている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-2② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。
また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

当該大学では、すべての年次に学年担当教員（医学科第1・第2年次は基礎教育の教授、第3・第4年次は基礎医学の教授、第5・第6年次は臨床医学の教授、看護学科第1～第4年次は看護学科の教授）を配置し、学生への修学指導、学生からの相談等に随時対応できるよう、便宜を図っている。

平成25年度から、学年担当教員のほかに、医学科第1年次及び第2年次を対象に、33人の臨床系教員がグループ担任となるグループ担任制を導入し、臨床医としての経験を活かして、学生のキャリアプラン及び学習支援の相談に当たる体制を強化し、第5年次に行われる学力試験の成績下位者に対しては、教育センターで定期面談による学習支援を行っている（平成23年度9人、24年度8人、25年度3人）。

オフィスアワーは、履修要項に教員の相談場所、時間等を一覧表として掲載し、授業や履修に関する相談に応じている。

学生による授業評価では、評価票の中に自由記述欄を設けて、授業のみならず、教育課程や学習環境全般に対する学生のニーズも幅広く汲み取っている。

また、学生生活全般において、学生が何を求め、何が不満なのかを把握するため、学生支援課内には「何でも相談窓口」、学内には投書箱「学生の声「ひとことふたこと」」を設置している。

博士課程には、現在9人の外国人留学生在籍しているが、受入講座においてそれぞれの留学生に応じた、学習、生活及び日本語指導等の支援を行っている。また、図書館の視聴覚室に留学生在が日本語の自学自習を行えるよう、教材を備えている。

大学院への入学者は社会人入学者が多いため、授業時間帯を18時以降とするなどの便宜を図っている。修士課程においては、夜間のみならず、土曜・日曜、夏季・冬季休業中にも講義を履修したり、研究指導を受けることができるよう、配慮している。また、事情により標準修業年限を超えて修了できる長期履修学生制度を設けている。

視覚・聴覚障害や四肢障害がある入学志願者に対しては、事前相談を行って大学の状況を説明しているほか、就学者があった場合には、学生担当教員が対応することとしている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-2③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-2④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生のサークル等は、体育系36団体、文化系30団体（合計約1,600人）が活動し、課外活動を支援する施設として、サッカー場兼用の陸上競技場、野球場、弓道場、テニスコート等の屋外施設や体育館、武道場、トレーニングコーナー、セミナー室等の屋内施設を有している。また、学生から要望のある課外活動施設設備の各種整備（テニスコート・野球場の整備、弓道場の天井かさ上げ工事、音楽団体への楽器購入、セミナー室の床張替等）及び課外活動用具（運動用具、音響機器類等）の貸出を行うなど、活動を側面からサポートしている。

学生がサークル等を設立する場合の手続きは、『学生生活のしおり』に記載し、その窓口となる学生支援課が学生の課外活動を支援している。

サークル活動以外にも、毎年度行われている医大祭、体育大会等があり、これらも学生主体で実施しているが、施設・設備等の提供や経済的な支援を行っている。

また、教員と学生で構成している組織「学友会」は、上記の活動等に資金援助をして経済的支援を行っており、平成25年度は総額で3,351,120円の支援を行っている。

さらに、ウェブサイト、広報誌『かぐらおか』にサークルの活動や大会実績等を掲載し、課外活動の活性化を図っている。

このほか、分野を問わず、課外活動、社会活動、学術研究活動等で顕著な成果を上げた学生又は学生団体に対し、学生表彰規程に基づく表彰を行っており、平成24年度は7人と6団体、平成25年度は10人と6団体、平成26年度は10月31日現在で4人と1団体を表彰している。

また、医師及び看護職者に求められるリーダーシップの素養を身に付けることを推奨するため、学内外において、目標実現に向けて積極的に行動する取組を行い、成果を上げた学生に対し、学生リーダーシップ賞授与要項に基づく表彰を行っており、平成20年度は5人、平成21年度は2人、平成23年度は1人、平成24年度は1人を表彰している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生が普段より学習、生活、進路等すべてに指導・助言・相談が求められるように、学年担当教員、教務・厚生委員会委員及び学生支援課内の「何でも相談窓口」担当者を配置している。また、「新入生研修会」で、学生の生活や健康管理について助言を行っている。

投書箱「学生の声「ひとことふたこと」」を設置し、学生が何を求め、何が不満か等、生活全般についてのニーズを把握し、学生の意見や要望を支援方策に反映させるため、教育担当の学長補佐等による学生（医学科第1～第4年次及び看護学科第1～第2年次から各2～3人の学生が参加）との意見交換会を開催し（年1回）、それらの意見・要望を参考に、学生生活の改善を図っている。

保健管理センターは、附属病院と緊密に連携して、平日の9時から16時30分までの開所時間に、学生の健康の保持増進に努めて、診療活動や「健康相談」「感染症対策やメンタルヘルス・ハラスメント相談」（毎日昼休み）等を行って、学内の保健管理業務全般を担っている。必要に応じて、附属病院からの派遣医師が診療に当たっている。

また、セクシュアル・ハラスメント等への対応としては、「学生等のセクシュアル・ハラスメント等の相談への対応に関する細則」「学生等のセクシュアル・ハラスメント等調査委員会細則」を定め、セクシュアル・ハラスメント相談員を一般教育、基礎医学、臨床医学、看護学科のそれぞれから1人、及び保健管理センターから保健師を含む2人を選出し、学生からの相談に対応しているが、必ずしも利用しやすい制度とはなっていない。

外国人留学生は、現在、博士課程に9人が在籍している。外国人留学生受け入れのため、居住の場として国際交流センター（7室）を設置し、満室の際は、利用状況を見ながら研修医宿泊施設の有効利用を図って対応し、生活上の支援を行っている。入学した1年間は、外国人留学生の修学・生活上のサポートをするため、チューター制度を活用している。図書館視聴覚室には、留学生コーナーを設け、日本語学習用の教材を配置している。学生支援課は、日本への理解を深めるために例年1回実施していた外国人留学生交

流事業を、平成24年度から2回に増やすなど、支援活動の充実を図っている。

医学部では、平成18年度から年次計画で、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建設の推進に関する法律」を遵守した整備を順次進め、講義室内に車いす用座席の設置、出入口扉の自動化、階段手摺の設置、スロープの設置（廊下及び玄関前等）、身障者用駐車スペースの確保、身障者用トイレの設置、身障者用エレベーターの設置等を進めており、視覚・聴覚障害や四肢障害のある入学志願者に対しては、事前相談を行い、大学の状況を説明しているほか、修学者があった場合は、学生担当教員が対応することとし、体制を整えている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

当該大学では、成績優秀者で経済的に困窮している学生を対象に、授業料等免除制度を実施している。

奨学金は、成績優秀者で経済的に困窮している学生を対象に、日本学生支援機構奨学金及び民間等の奨学金の申請援助を実施している。さらに、学習・研究に専念できる環境の整備を図ることを目的として、当該大学独自の「学部学生授業料特別貸与制度」「医学科学生に対する奨学資金貸与制度」「看護学科学生に対する奨学資金貸与制度」「大学院学生に対する奨学資金支給制度」を創設し、また、「学術振興後援資金」の中にも「卒業生に対する奨学資金貸与制度」（月額10万円）「学部学生海外活動助成制度」（1件当たり10万円以内、年間20件）「学部学生海外留学助成制度」（1件当たり10万円以内、年間20件）を新たに創設して、経済支援とともに学部学生の国際化を推進している。

平成25年度の奨学金貸与状況は、日本学生支援機構では、医学部医学科255人、同看護学科122人、修士課程2人、博士課程0人で、そのほかの奨学金では、医学部医学科93人、同看護学科177人、修士課程36人、博士課程59人であった。

これらの情報は、ウェブサイト、広報誌『かぐらおか』、学生支援課、学年担当教員ガイダンス等種々の手段を通して、学生に周知を図っている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学年担任及びグループ担任制をとることにより、学生に対しきめ細かな指導を行っている。
- 当該大学独自の対象分野別、課程別に支給、貸与を含めてきめ細かい奨学金制度を設け、また、「学部学生海外活動助成制度」「学部学生海外留学助成制度」等によって、学部学生の国際化を推進する経済支援を実施している。

基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

医学部の教育の質の改善・向上を図る体制として、教育・研究・評価担当副学長及び教育・学生担当学長補佐の統括の下に、教育センターを設置している。教育センターには、「カリキュラム」「チュートリアル教育」「共用試験」「臨床実習」「地域医療教育」「FD・授業評価」の6部門を置き、医学・看護学の教育等の改善のための諸活動を体系的に行い、教育の質を向上させるための活動を行っている。

大学院では、大学院委員会の下に置かれる修士課程小委員会及び博士課程小委員会が、教育活動の状況及び学習成果の自己点検・評価及び検証機能を担って、教育改善に取り組んでいる。

大学全体の自己点検・評価は点検評価室が担い、点検・評価結果を踏まえた教育の質保証に係る大学の方針は、大学運営会議の下に置かれた「機関別認証評価（教育編）に係るワーキング・グループ」「学生のキャリア・プラン支援委員会」等、機動的なワーキング・グループが検討して、教育改善のための活動を展開している。学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針も、ワーキング・グループが教育センターと連携して取り組み、策定している。

教育センターは、「医学教育モデル・コア・カリキュラム」に準拠する必修科目の内容について、遺漏や過度の重複を避けるため、全科目のシラバスをチェックするとともに、授業時配布資料を収集して点検している。また、学生による授業評価でも、重複の有無を質問し、確認している。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

- 8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的に継続的に適切な形で活かされているか。

学生からの直接の意見聴取を恒常的に行い、教育改善に活かす取組として、各教員によるオフィスアワーのほか、医学科及び看護学科の各学年に学年担当教員を、さらに、医学科第1年次及び第2年次の学生約10人に1人のグループ担任をそれぞれ配置し、授業や学習環境の意見聴取とキャリア・プラン支援を行っている。また、学生が日常気付いた事項や授業、教育課程等への要望には、各部局に投書箱「学生の声「ひとことふたこと」」を設置して対応するとともに、教育・学生担当学長補佐と学生との懇談会を毎年度開催している。

学部及び大学院の卒業、修了生に対してもアンケートを実施して、授業科目等の充実に関する学生生活の総括的意見・要望を聴取する機会として活用している。

これらの結果は、教務・厚生委員会、教育センター、教授会及び大学院委員会にフィードバックし、教育の質の改善・向上に活かされている。

授業の評価を直接学生から受けることは、教育内容や授業の改善等に大きな効果を持つと考え、平成13年度から、授業を担当する教員全員を対象として、学部学生による授業評価を実施している。評価結果は、教員及び学生にフィードバックし、教員の活動の活性化と以後の授業改善に役立てており、毎年度、前・後期ごとに広報誌『かぐらおか』に掲載し、教職員及び学生に配布している。

教員に対しても、学生による授業評価に関する授業改善について、アンケートを行っている。教員は、所属する講座のスタッフミーティングや部局教員会議、教授会等で、また、事務職員等は、月一回開催される事務連絡会議等で意見を述べる事が可能である。また、必要に応じて開催される全学集会においても、意見を述べる事が可能である。

医学科では、平成21年度から平成22年度に入学定員の増員を行ったが、増員後の新入学生の学修状況を把握する目的で、一般教育教員と教育センター教員の懇談会を年1回開催して、問題点を検討している。抽出された問題点は、教育センターカリキュラム部門を通じて改善策を検討し、教育の質の向上に取り組んでいる。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学外で実施する学部実習科目のうち、地域医療への関心を高めるアーリー・エクスポージャーとして位置付けている「早期体験実習Ⅰ」（医学科及び看護学科合同開講科目）及び「早期体験実習Ⅱ」（医学科及び看護学科でそれぞれ開講）、医学科第6年次における診療参加型臨床実習である「臨床実習選択Ⅰ・Ⅱ」では、実習効果の点検・評価を継続的に推進するため、学外実習施設に対してアンケートを実施し、次年度実習の更なる充実に役立てている。

また、看護学科では、「地域保健看護学実習Ⅰ・Ⅱ」において、市町村、保健所、訪問介護施設等の実習指導者と当該大学教員による指導者会議を開催するとともに、他の実習においても学外の実習指導者と連絡を取り、実習結果の総括と改善を目的とした意見交換を行っている。

入学センターでは、毎年度、道内高等学校の進路指導担当教諭を対象とした説明会を開催し、学長及び教育センター教員も交え、当該大学の入学者選抜や入学後の教育活動に関する意見交換を行い、教育の改善・向上に活かしている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

教育センターでは、FD・授業評価実施部門が中心となり、学生からのアンケート結果、教育課程の改編、授業担当教員の異動に伴うニーズ等を踏まえて、教育の質の向上や授業改善を継続的に推進するため、少人数を対象としたFDのためのワークショップや講演会を具体的なテーマについて企画・開催しており、平成24、25年度でワークショップを19回開催し、延べ387人、FD講演会を11回開催し、延べ424人が参加している。看護学科においても、「実践看護技術学Ⅰ」に係るFDの実施等、教員の力量形成に努めている。

また、学生による授業評価を定期的実施し、その結果を学生と教員双方にフィードバックしている。教員に対しては、評価に対するコメント公表を義務付け、授業改善につなげている。

チュートリアル教育やOSCE教育では、多数の教員がチューターを担い、ワークショップや講習会を定期的開催し、教員の教授能力と教育効果の向上を図っている。チュートリアル教育における事例作成者養成のためのワークショップの実施により、①モデル・コア・カリキュラムに基づいた幅広い課題を作成できるようになったこと、②課題ガイドの様式を統一することによって、討論の導き方等をチューターへの確に指示することにより、チューターによる指導差を減らすこと等、改善に取り組んでいる。また、限られた教員数の中で、効果的なTBL教育を構築するための取組を進め、平成25年度からは、教育センターがワークショップやトライアル授業の公開を実施している。

大学院においても、大学院委員会の修士課程及び博士課程の各小委員会が中心となり、毎年度、FD講演会を企画・開催し、大学院教育の継続的な改善を図っている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援者は、継続的にSD研修等に参加して、資質の向上を図っている。教育支援者である講座事務担当者のための「多選択問題 客観テスト作成法と取りまとめ」講習会は、年2回開催し、平成24年度は延べ22人、平成25年度は延べ22人が参加した。

学生のコミュニケーション能力を含む実践的臨床能力の育成を強化するため、平成23年度から教育補助者としての模擬患者の自学養成を推進している。さらに、一般市民を対象とした「模擬患者養成セミナー」を開催して協力者を募るとともに、協力者には、模擬患者として活動するための勉強会を定期的開催し、資質の向上に取り組んでおり、現在7人の協力者を得ている。また、これらの取組を基に、医学科「臨床実習序論」、看護学科「看護過程論」の各科目において、模擬患者の協力を得て授業を行うとともに、教育センターの課外授業として「医療面接セミナー」を開催し、学生の医療面接スキルアップと自学養成模擬患者の訓練に取り組んでいる。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教育センターでは教育の質の向上や授業改善を継続的に推進するために様々な取組みを行い、結果に関しての検証及びそれに基づく改善を行っている。
- 教員の業務形態などを反映させた少人数対象のFDワークショップを具体的なテーマについて複数回実施するなどきめ細かく配慮された組織的な教育能力向上の取組が実施されている。
- 地域と連携して模擬患者を養成しており、医学科、看護学科の授業でも模擬患者の協力を得るとともに、教育センターの課外授業として「医療面接セミナー」を開催し、学生の医療面接スキルアップと自学養成模擬患者の訓練を行っている。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 25 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 24,388,744 千円、流動資産 5,293,243 千円であり、資産合計 29,681,987 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 18,621,703 千円、流動負債 7,437,488 千円であり、負債合計 26,059,190 千円である。これらの負債のうち、国立大学財務・経営センター債務負担金 8,432,755 千円及び長期借入金 4,338,695 千円の用途は病院再開発及び病院設備であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務 3,568,644 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 21 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立

大学法人法に従い策定され、経営協議会、役員会で審議・決定され、教授会などで報告している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成25年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用26,493,632千円、経常収益26,215,053千円、経常損失278,579千円、当期総損失405,509千円であるが、積立金405,509千円を取り崩すことにより、翌事業年度へ欠損金を繰り越さぬよう処理することとしている。また、貸借対照表における利益剰余金1,597,280千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、教育研究の維持・充実を図るため、前年度同額を確保するとともに、研究経費の一部については、競争的環境の創出を図るための傾斜配分を実施している。

さらに、学長裁量経費により、「独創性のある生命科学研究」のプロジェクト型研究・個別研究として重点的に研究助成している。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパスマスタープランを策定し、それに従って計画的な整備を進めている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、経営協議会、役員会の議を経て文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に対する会計監査等については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき監査計画書を作成し、業務監査及び会計監査を実施し、監査の結果に応じて指導を行っている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、監査室規程及び監査室内部監査規程に基づき、独立性を有する監査室が実施している。

また、監事、会計監査人、監査室が情報共有や意見交換を行い、連携して監査を行う体制が整備されている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営組織として、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を置いている。

役員会は、役員会規程に基づいて、学長及び理事（常勤2人、非常勤1人）で組織し、中期目標についての意見及び年度計画、予算・組織に関する事等の重要事項を審議している。

経営協議会は、経営協議会規程に基づいて、学長、理事（常勤2人）、副学長（入試担当）及び学外委員（行政機関、法曹界、金融界及び医療界等を代表する5人）で組織し、経営に関する中期目標についての意見、中期計画及び年度計画に関する事項、学則・会計規程等経営に関する事項を審議している。

教育研究評議会は、教育研究評議会規程に基づいて、学長、理事（常勤2人、非常勤1人）、副学長、図書館長、各部局（基礎医学講座、臨床医学講座、看護学科、一般教育）から教授1人、学長が指名する者6人で組織し、中期目標、中期計画、年度計画のほか、学則、教育研究に係る重要な規則、教員人事に関する事項等を審議している。

事務組織として事務局を置き、事務局長を筆頭に総務部、病院事務部及び教務部の3部の下に10課を置くほか、内部監査体制の強化を図るため学長直属の監査室を置いている。また、事務組織は、新たなニーズに対応するため、平成21年度には、学長の政策推進に関する事項をつかさどるため、学長直属の学長政策推進室を設置し、また、平成26年度には、事務の効率化・合理化の観点から研究支援課の設置等の見直しを行っている。事務局には、常勤職員及び非常勤職員の事務職員及び技術職員合わせて229人を配置し、その所掌事務は事務局組織規程及び事務局事務分掌規程に定めている。

災害、事件・事故等の危機管理については、危機管理規程、個人情報管理規程、情報セキュリティ管理規程及び情報セキュリティ対策実施要項を制定するとともに、様々な事象に迅速かつ的確に対処するため、災害対策マニュアル、不審者に対する対応マニュアル、不当要求行為等対応マニュアル、個人情報保護の手引き及び病院における患者情報保護に関するガイドラインを整備し、危機管理室、情報セキュリティ運営室等の危機管理体制及び対処方法を定めている。

法令遵守については、適法かつ公正な業務の運営を確保し、役職員による法令違反又は不正行為等を防止するなど、法令遵守の推進を図るため、公益通報者保護規程を制定し、公益通報等調査委員会を組織している。

研究活動における不正防止のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を基にして研究費の不正行為・不正使用の学内規程等を整備し、不正行為防止対策委員会を組織している。

また、教育・研究（診療を除く。）に係る物品及び役務の契約の給付完了確認のため、検収センターを置いて、検収一元化体制をとっている。

さらに、臨床研究における企業との関係の透明性を確保するため、「臨床研究に係る利益相反ポリシー」を策定し、利益相反審査委員会を置いている。

平成23年4月に設置した教育研究推進センターは、研究者教育を担当して、「研究者教育講習」を実施し、その中で、疫学・臨床研究・ヒトゲノムについての倫理指針を講義し、研究における生命倫理について意識啓発を行うとともに、研究費の不正行為・不正使用の防止に関する講習も実施している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

経営協議会には、学外の有識者（行政機関、法曹界、金融界及び医療界等を代表する5人）も加わっていることから、そこで学外関係者の意見やニーズを把握している。

教員の意見やニーズは、種々の学内委員会、部局教員会議、教授会、教育研究評議会等における議論を通じて、また、事務職員等の意見やニーズは、事務連絡会議、課内打合せ等により把握している。

さらに、大学運営の参考とするため、ウェブサイト「大学づくりご意見メール」を設置し、学長が職員から直接、意見や提案等を受け付けるなど、学内のニーズ把握に努めている。

このようにして把握したニーズを基に管理運営に反映した主な事例として、地域医療教育を推進するため「地域医療教育学講座」を新設したこと、住民の健康情報や医療情報を自ら管理する「ウェルネットリンク」を開発、復職・子育て・介護支援センターの学内共同利用施設として位置付け、医師の待遇改善のため「診療従事等教員特別手当」等を創設したこと、医学科学生に対し、学習に専念できる環境の整備を図ることを目的とした「医学科学生に対する奨学資金貸与」制度を新設したこと等がある。

学生の意見やニーズについては、学生支援課内に設置した「何でも相談窓口」、投書箱「学生の声」及び教育担当の学長補佐等による学生との意見交換会等により把握に努めている。それらの意見やニーズを参考に、講義棟改修に伴う講義室のエアコン設置やトイレ改修、学生交流サロン設置、ロッカー室への出入管理システムの導入、看護学科棟玄関へのIDカード式入退館システムの導入、体育館床改修、トレーニング室設備の更新等、学生生活や教育環境の改善を図っている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

当該大学は、2人の監事を置き、監事監査規程に基づいて、業務監査及び会計監査を定期に実施するほか、必要に応じて臨時に実施している。

また、監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会等重要な会議に陪席するとともに、定期及び臨時に監事ヒアリングを実施し、業務運営の実施状況の把握に努めている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

当該大学は、管理運営に携わる役職員に対して、各種マネジメント能力の向上を図るため、国立大学協会主催のセミナー等に参加させている（平成25年度は3件、延べ6人参加）。

また、職員就業規則第38条に、「業務上の必要がある場合は、職員に研修を命ずることができる」ことを定め、事務職員に対して、資質向上、専門的知識の習得のため、外部研修に積極的に参加させるとともに（平成25年度は30件、延べ53人参加）、学内においても各種研修や講演会を実施している（平成25年度は5件、延べ289人参加）。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

平成19年1月に、自己点検・評価事務体制の充実を図るため、事務局総務部に企画評価課を新設、平成26年4月に、企画広報評価課に改組している。

自己点検・評価等は、事業年度ごとに収集する各種資料やデータ等により、教育、研究、社会連携・国際交流、附属病院及び業務・財務等の活動について行っている。

活動の総合的な状況について自己点検・評価を行うため、点検評価規程に基づき点検評価室を設置し、当該評価室の下に「教育活動」「研究活動」「社会連携・国際交流活動」「病院」「業務・財務等」の評価部会を置き、それぞれに該当する評価領域の自己点検・評価及び事業年度に係る業務実績に関する自己評価等を実施する体制を構築し、その自己点検・評価の結果については、ウェブサイトにて公表している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

平成 16 年度の国立大学法人化以降、国立大学法人法に基づいて、中期目標・中期計画は 6 年に 1 度、各事業年度の業務実績は毎年度、自己点検・評価を行って実績報告書を作成している。

第 1 期（平成 16～21 年度）中期目標期間に係る業務の実績及び第 2 期中期目標期間中の平成 22～24 年度の各事業年度に係る業務実績は、国立大学法人評価委員会の評価を受けている。

平成 19 年度は、大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審し、平成 20 年 3 月 27 日付けで認定証の交付を受けている。

病院は、日本医療機能評価機構による「病院機能評価（ver.6.0）」を受審し、2010 年 6 月 4 日付けで 2015 年 3 月 27 日期限の認定証の交付を受けている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

大学機関別認証評価及び国立大学法人評価委員会による各事業年度に係る業務の実績に係る評価（以下「年度評価等」という。）の結果は、役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会、病院運営委員会及び大学運営会議等で報告するとともに、ウェブサイトで公表している。年度評価等における指摘事項や改善事項は、大学運営会議から関連委員会にフィードバックし、改善に向けて検討を行い、必要に応じた改善を行っている。

評価結果を踏まえた具体的改善事例としては、大学機関別認証評価において改善を要する点として指摘された修士課程の履修要項の充実について、科目ごとの情報に教科書・参考書の指示欄を設けるなど、掲載情報の充実を図っており、国立大学法人評価委員会による事業年度に係る業務の実績の評価結果において課題として指摘された博士課程についての学生収容定員充足率の適正化等については、奨学金制度の創設等の取組を行うなど定員充足のための改善を行っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的及び使命については、学則第1条及び大学院学則第1条に定めており、これを踏まえて教育理念・目標を掲げ、これを大学概要、大学案内、募集要項及び履修要項等に掲載し、教職員及び学生に配布するとともに、ウェブサイトにも掲載して、広く周知を図っている。また、『学生生活のしおり』にも掲載し、教職員及び学生に配布している。なお、教員評価実施の際に配布する「教員評価実施要項」にも掲載し、周知を図っている。

新入学生には、入学時のガイダンスで、学年担当から『学生生活のしおり』を用いて説明している。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針については、当該大学の教育理念・目標の実現を目指して、全学（学部及び修士課程、博士課程）で入学者受入方針を定め、それぞれ具体的に求める学生像も定め、大学案内、募集要項等及びウェブサイトです内外へ周知・公表している。

教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、平成 25 年度に、学部並びに修士課程及び博士課程ごとに学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を策定し、大学概要、『学生生活のしおり』、履修要項等に掲載し、ウェブサイトにより学内外へ周知・公表している。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

当該大学の教育研究活動等については、ウェブサイトに「広報・情報公開」サイトを設け、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定されている事項を含め、①組織、②業務、③財務、④評価・監査、⑤出資法人等、⑥教育に関する情報（研究者総覧を含む。）を公表している。また、大学概要、大学案内、広報誌等にも掲載し、学内外に配布することにより、公表に努めている。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 旭川医科大学

(2) 所在地 北海道旭川市

(3) 学部等の構成

学部：医学部

研究科：医学系研究科（博士課程、修士課程）

附置研究所：なし

関連施設：病院、図書館、入学センター、教育センター、脳機能医工学研究センター、知的財産センター、教育研究推進センター、保健管理センター、学内共同利用施設（情報基盤センター、臨床シミュレーションセンター、復職・子育て・介護支援センター）

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学部968人、大学院138人

専任教員数：291人

2 特徴

《旭川医科大学の位置付けと歴史的発展》 本学は、道北・道東地域における医療過疎の解消と高度先端医療の提供を期待され、昭和48年に設置された。医科系単科大学として医師及び看護職者を養成し、地域医療を担う人材を提供するとともに、先端医療の開発など、医学・看護学領域の様々な研究課題に取り組んでいる。開学40年が経過し、既に医学科からは3,678名の医学士が、平成8年に設置された看護学科からは1,017名の看護学士が卒業している。さらに、914名の医学博士と145名の看護学修士を輩出している。本学の卒業生及び修了生は、国内外の様々な分野で教育者、研究者、医師、看護職者等として活躍している。

《旭川医科大学の理念》 本学の基本理念は、医療の質の向上と地域医療への貢献を推進するために高い生命倫理観を有し、高度な実践的能力を有する医療職者を育成すると同時に、生命科学に関する先端的な研究を推進し、高度な研究能力を持つ研究者を育成することである。

《旭川医科大学の現況》 本学では社会の求めに応じられる良い医師・看護職者を育成するため、アドミッション・ポリシーに「医師・看護職者としての適性とともにより地域社会への関心を持ち、自らが問題を見つけ解決する意欲と行動力を持つ学生」を掲げ、医学科入学定員の中に、地域枠制度を導入するなど、多様な選抜方法による

入学者選抜を実施している。

学部教育では、医療人としてのモチベーションを高める、早期体験実習やチュートリアル教育、現場のニーズに即した実践的な科目や、「健康弱者のためのプログラム」など、「新たな視点」から医療を見つめる科目を切れ目なく配置することで、「自学自習の学習態度」を養えるよう配慮している。また、日々進歩する医学の最前線にも触れられるよう「医学研究」の科目を設けている。さらに、教養教育の充実により人間性・生命倫理観・協調性の涵養に努めている。

大学院教育では、大学院医学系研究科に「看護学専攻」の修士課程及び先端的医学研究を目指す「研究者コース」と優れた臨床研究を目指す「臨床研究者コース」からなる「医学専攻」の博士課程を置き、高度の知識・技量・研究能力を備えた研究者及び医療職者を育成している。

研究面では、医学・看護学の発展に資するための様々な研究が行われている。学内公募による「独創性のある生命科学研究プロジェクト」を立ち上げ、研究助成を実施し、その中から文部科学省科学研究費補助金の採択につなげている。また、「消化管再生修復医学」、「眼組織再生医学」、「人工関節」及び「心血管再生・先端医療開発」等の寄附講座を開設して先端医療の開発に取り組んでいる。

医療面では、病院は臓器別・系統別診療体制の下で高度先端医療を提供するとともに、医学科・看護学科学学生の臨床教育、研修医の卒後臨床研修及び医療職者の生涯教育の場となっている。また、広大な道北・道東地域に根ざす医科大学として、遠隔医療は重要なテーマの一つとして位置付け、国内外の54の医療機関とネットワークを形成し、高度情報通信システムによる遠隔医療を展開している。また、中国に対して遠隔医療センター設立や遠隔医療技術の支援を行っている。

社会貢献では、地域住民を対象に公開講座や派遣講座を実施するとともに、図書館や臨床シミュレーションセンターを地域住民や医療従事者に積極的に開放している。

国際貢献では、海外の8大学等と学術交流協定を締結し、研究者の交流や学術情報の交換を行い、また、発展途上国からの保健従事者等を本学に受入れ、保健看護等に関する研修を実施している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学の目的は、学則第1条において、「旭川医科大学は、国立大学法人法、教育基本法及び学校教育法に基づき、進歩した医学及び看護学を教授研究するとともに人命尊重を第一義とし、医の倫理に徹した人格高潔な医師及び医学研究者並びに豊かな教養と人格を備えた看護職者及び看護学研究者を育成することを目的とし、医学及び看護学水準の向上と社会の福祉に貢献することを使命とする。」と規定している。また、大学院学則第1条において、「旭川医科大学大学院は、医学の分野については、研究者として自立して研究活動を行い、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とし、看護学の分野については、広い視野に立って清深な学識を授け、看護学における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とし、もって医学及び看護学の発展と福祉の向上に寄与することを使命とする。」と規定している。

（学部）

〔教育の理念〕

豊かな人間性と幅広い学問的視野を有し、生命の尊厳と高い倫理観を持ち、高度な知識・技術を身につけた医療人及び研究者を育成する。また、地域に根ざした医療・福祉の向上に貢献する医療者を育てる。さらに、教育、研究、医療活動を通じて国際社会の発展に寄与する医師及び看護職者の養成に努める。

〔教育の目標〕

旭川医科大学は、上記の理念の下にこれらを達成するため、次の目標を掲げる。

- (1) 幅広い教養とモラルを養うことにより、豊かな人間性を形成する。
- (2) 生命の尊厳と医の倫理をわきまえる能力を養い、病める人を思い遣る心を育てる。
- (3) 全人的な医療人能力や高度な専門知識を得るとともに、生涯に亘る学習・研究能力を身につける。
- (4) 幅広いコミュニケーション能力を持ち、安全管理・チーム医療を実践する資質を身につける。
- (5) 地域・僻地住民の医療や福祉を理解し、それに十分貢献しようの意欲と能力を獲得する。
- (6) 積極的な国際交流や国際貢献のための幅広い視野と能力を習得する。

（病院）

〔基本理念〕

大学病院としての使命を認識し、病める人の人権や生命の尊厳を重視した先進医療を行うとともに、次代を担う国際的にも活躍できる医療人を育成する。

〔目標〕

- (1) 病める人を思い遣る患者中心で心の通い合う医療を行う。
- (2) 全人医療と先進医療との調和を図り、人間本位の医療を提供する。
- (3) 予防・健康医学などに積極的に取り組み、地域医療や福祉の向上に寄与する。
- (4) 病める人の人権を尊重し、生命の尊厳がわかる人間性豊かな医療人を育成する。
- (5) 未来の医療を創造し、その成果を国内外に発信する。

（大学院）

〔基本理念〕

1. 理念

- (1) 医療系大学院として、基礎研究と臨床研究の多様な取組を通し、医学・看護学の総合的な発展を図

ります。

- (2) 自主・自律の精神を以て深く真理を探究し、真摯な研究活動を通して知の創造を目指します。
- (3) 多様で調和のとれた教育体系のもと、豊かな教養と高い人間性、厳しい倫理観を備えた、優れた研究者と高度の専門能力を持つ人材を育成します。
- (4) 開かれた大学院として、地域に根ざすと同時に世界との連携にも努め、医療福祉の向上と国際社会の調和に貢献します。

2. 教育目標

修士課程（看護学専攻）

- (1) 豊かな人間性、優れた研究能力、高い倫理観を備えた、看護学教育者・研究者の育成
- (2) 看護専門職者として、優れた問題解決能力を発揮し、指導的役割を担える人材の育成
- (3) 看護学の取組を通して、地域社会における保健・医療・福祉に貢献できる人材の育成

博士課程（医学専攻）

- (1) 秀でた独創性、豊かな人間性、厳しい倫理観を備えた、医学教育者・研究者の育成
- (2) 地域社会の医療福祉の充実のために、指導的な役割を担える高度専門職業人の育成
- (3) 国際社会で、医学・医療の取組を通し、その普遍的価値を共有できる人材の育成

iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますので
ご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201503/
daigaku/no6_1_1_jiko_asahikawa_d201503.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201503/daigaku/no6_1_1_jiko_asahikawa_d201503.pdf)